

令和8年度の国民健康保険税

✓ 税率を改正します

成田市では、これまで国民健康保険税について、市・県民税等を財源とする一般会計からの制度外繰入を行うことで低水準の税率を維持してきましたが、年々増加している保険給付費や将来的な県内保険税率の統一に対応する必要があることから、千葉県が市町村ごとに定めた標準保険料率を参考に、令和6年度より段階的に国民健康保険税率の見直しを行っています。

令和8年度の国民健康保険税の税率は、次のとおりです。今後も国保運営の健全化に努めてまいりますので、加入者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

✓ 子ども・子育て支援納付金課税分が新設されます

国は、「こども・子育て支援加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、財源の一部に充てるため、令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。

これに伴い、子ども・子育て支援納付金が、国民健康保険をはじめとする各医療保険料と合わせて、徴収されることとなりました。くわしくは、別添のチラシをご確認ください。

成田市国民健康保険税の課税区分と税率（令和8年度）

区分	A 医療分	B 後期高齢者支援金等 課税分	C 介護納付金課税分 (40歳以上65歳未満)	D 子ども・子育て支援 納付金課税分
	加入者の医療費等を 賄うためのもの	後期高齢者医療制度の 支援に充てるもの	介護保険の保険料を 賄うもの	子ども・子育て支援納付金 制度へ充てるもの
所得割 <small>加入者の所得に応じて加算</small>	(前年中の所得－基礎控除額)× 7.01% (6.81%)	(前年中の所得－基礎控除額)× 2.30% (2.13%)	(前年中の所得－基礎控除額)× 1.83% (1.77%)	(前年中の所得－基礎控除額)× 0.24%
均等割 <small>加入者1人につき課税</small>	23,200円 (22,100円)	9,600円 (8,700円)	16,400円 (15,700円)	1,700円
18歳以上均等割(※) <small>18歳以上の加入者1人につき課税</small>	—	—	—	100円
平等割 <small>1世帯につき課税</small>	20,000円 (19,100円)	—	—	—
賦課限度額	66万円 (65万円)	26万円 (24万円)	17万円 (17万円)	3万円

★新設★

※ 18歳以上均等割とは、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの均等割について10割を減額し、その減額分を18歳以上の被保険者が負担するものです。

※ 金額は12か月分です。加入期間に応じた月割の計算となります。

※ 上段の数値は令和8年度、下段()の数値は令和7年度です。

★令和8年度の国民健康保険税の税額のお知らせは7月中旬に発送します★

くわしくは、成田市 保険年金課 ☎ 0476-20-1526

裏面は、「国民健康保険の資格確認書と資格情報のお知らせの更新時期は？」

国民健康保険の資格確認書と資格情報のお知らせの更新時期は？

マイナンバーカードを持っていますか？

はい

健康保険証利用登録をしていますか？

はい

70歳以上75歳未満ですか？

いいえ

はい

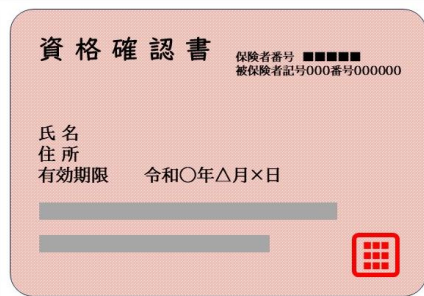
いいえ

いいえ

原則、送付されません。

- 70歳未満の方は既にお持ちの「資格情報のお知らせ」を引き続きご使用ください。
- 現在「資格確認書」をお持ちの方には、資格確認書に記載されている有効期限が切れる前に、新しく「資格情報のお知らせ」を送付します。

「資格確認書」



7月中※に送付します。

- マイナ保険証の利用登録をしていなくても、資格確認書を提示することで、引き続き医療機関を受診できます。

「資格情報のお知らせ」



7月中※に送付します。

- マイナ保険証と合わせて提示することで、マイナ保険証に対応していない医療機関も受診することができます。(「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません)

※ 有効期限が7月31日以外の方には、その有効期限が到来する前に送付します。

※ 同じ世帯に「資格確認書」交付対象者と「資格情報のお知らせ」交付対象者がいる場合は、別々の封筒で送付します。

★後期高齢者医療制度へ加入している方は、上記の内容と対応が異なりますのでご注意ください。★

くわしくは、**成田市国民健康保険**に加入している方 … ☎ 0476-20-1526
後期高齢者医療制度に加入している方 … ☎ 0476-20-1547